

会 議 結 果 概 要 書

士別市議会基本条例第10条第3項の規定に基づき、次のとおりその会議結果について概要を公開いたします。

令和5年6月19日

士別市議会議長 山 居 忠 彰

記

委員会等の名称	議会運営委員会			
開催実施日時	令和5年6月19日（月） 午後1時30分～午後2時51分			
開催場所	士別市議会委員会室			
会議議題等	1. 第2回定例会の運営について (1) 意見書の取り扱いについて (2) 最終日の提出予定議案及び議事日程（案）について 2. 第3回定例会の予定について 3. その他			
委員名 代表者 ◎ 出席者 ○ 欠席者 ×	<u>1 谷 守</u> <u>2 西 川 剛</u> <u>3 大 西 陽</u> <u>4 奥 山 かおり</u> <u>5 佐 藤 正</u>	◎ ○ ○ ○ ○	<u>6 真 保 誠</u> <u>7 中 山 義 隆</u> 議長 <u>山 居 忠 彰</u> 副議長 <u>村 上 緑 一</u>	○ ○ ○ ○
出席説明員				
会議概要	1. 第2回定例会の運営について (1) 意見書の取り扱いについて ・申し出のあった意見書提出団体より趣旨説明を受けた。 ・別紙「意見書等の処理結果」のとおり3件の意見書を提出することに決定した。 (2) 最終日の提出予定議案及び議事日程（案）について 最終日の提出予定議案を説明後、議事日程を決定した。 2. 第3回定例会の予定について 第3回定例会の日程を決定した。 3. その他 ・議長より一般質問日程時の正副議長の交代について確認があった。			

消費税インボイス制度中止を求める意見書

消費税の新しい仕入税額控除方式であるインボイス制度が本年10月に実施されます。

インボイス制度とは、消費税の仕入税額控除を受ける要件として、適格請求書（インボイス）の保存が必要となる制度です。

このインボイスを発行するためには、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録が必須となります。

これにより事業者はインボイスを発行することが可能となりますが、その一方で課税売上高に関係なく消費税課税事業者になります。

現行制度では、基準期間（法人は原則前々事業年度、個人は前々年）の年間課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税が免除されていましたが、1,000万円以下であっても消費税を納税することになります。

インボイス発行事業者にならない選択も可能ですが、その場合、取引先の事業者は仕入税額控除を受けることができないために新たな負担が発生し、取引自体が見直される可能性があります。

現に、日本商工会議所が2022年に実施した調査結果では、課税事業者の内約3割が免税事業者との取引は一切行わない、一部を除いて取引は行わない、経過措置の間は取引を行うと回答しています。そして、そのように回答した事業者の6割がインボイス発行事業者になるよう要請すると回答していることから、制度が導入されれば否応なく影響を受けることが容易に想像できます。

また、免税事業者が課税転換する際の課題として、消費税負担により資金繰りが厳しくなる、消費税分の価格転嫁が難しく、利益が減少すると多くの事業者が回答しています。

さらには、消費税は事業者が支払う直接税ですが、未だ国民が預けている間接税と誤った認識が蔓延していることから、本制度についての正しい認識が共有されていません。

現制度におけるインボイスが与える影響は、個人事業主や中小企業に新たな負担が発生するため、廃業や規模縮小もしくは雇用を控えるなど、多くの課題が懸念されます。長引くデフレに加え、コロナ禍や物価高騰などの打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済を疲弊させるものです。

よって、国においては、中小企業・小規模、個人事業者の存続と地域経済振興のため、インボイス制度の実施を中止、見直しを含め再検討するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、**経済産業大臣**、衆議院議長、参議院議長